

分 野	5 運輸関係 (9) 倉庫業	意見・要望提出者	
項 目	倉庫業法の参入規制及び料金規制の見直し		
意見・要望 等の内容	・ 倉庫業の参入規制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。 ・ 倉庫業の料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な料金規制にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。		
関係法令	倉庫業法第3条、第6条	共管	なし
制度の概要	倉庫業を営もうとする者は、倉庫業法第3条に基づき、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。 許可基準：欠格事由に該当しないこと 倉庫の位置、構造及び設備が一定の基準に該当すること 倉庫業の適確な遂行に支障があるとき 倉庫業者は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め、その実施前に国土交通大臣に届け出る必要がある。		
計画等における記載	【経済構造の変革と創造のための行動計画の記 1(2) 6)ロ】 倉庫業の参入許可制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。また、倉庫業の料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な料金規制にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。		
状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期：)		
(説明) 平成12年12月20日に「倉庫業の規制のあり方に関する懇談会」において、倉庫業の参入規制及び料金規制の緩和について検討を行い、報告書を取りまとめた。 報告書の提言に基づき、倉庫業の参入規制及び料金規制の緩和について倉庫業法の改正をはじめ、必要な措置を講ずる予定。			
担当局課室名	総合政策局貨物流通施設課 (連絡先) 03-5253-8296		